

# 令和2年分の確定申告における申告・納付期限延長関係

## 確定申告期限の延長については、どのような内容ですか。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することとしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税を祇利用されている方の振替日についても延長することとしました。

### ※延長後の申告期限・納付期限

税 目	延 長 前	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個人事業者の消費税	令和3年3月31日（水）	
贈 与 税	令和3年3月15日（月）	

### ※延長後の振替日

税 目	延 長 前	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

## 申告所得税（及び復興特別所得税）の延納期限も延期されますか。

所得税（及び復興特別所得税）の延納期限は延長されないため、令和3年5月31日（月）となります。

なお、振替納税をご利用されている方については、申告・納付期限の延長に伴う振替日の変更により、所得税（及び復興特別所得税）の振替日が延長期限と同一日となりますので、確定申告に延納届出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額の全額を一括して振替納税による口座引落しを行うこととなります。

## すでに申告を済ませている場合、納付期限はどうなりますか。

既に申告を済ませている方の納付期限についても、令和3年4月15日（木）まで延長することとなります。

## 一律の期限延長に伴い口座振替日はいつになりますか。

期限延長に伴い、申告所得税（及び復興特別所得税）及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしています。

延長後の振替日については、申告所得税は令和3年5月31日（月）、個人事業者の消費税は令和3年5月24日（月）となります。

なお、申告・納付期限の延長に伴う振替日の変更により、申告所得税（及び復興特別所得税）の振替日が延長期限と同一日となりますので、確定申告書に延納提出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額の全部を一括して振替納税による口座引落しを行うこととなります。

### ※延長後の振替日

税 目	延 長 前	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

## 既に納付期限が3月15日と印字された納付書は使用できますか。

プレプリント申告書に同封された納付書のように「納付期限3月15日」と記載されていても、3月16日以降も使用することは可能です。